

# 令和7年度田んぼダム推進事業資料作成業務委託仕様書

## 1 業務委託名

令和7年度田んぼダム推進事業資料作成業務

## 2 委託期間

契約締結日～令和8年3月13日

## 3 業務の目的

近年、大規模な水害が頻発している状況から、気候変動の影響等を踏まえ、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」（国土交通省主導）が進められている。農業関係では、農地・農業用施設の多面的機能を活かした水田貯留機能の強化（田んぼダム）の取組を推進している。

田んぼダムの推進においては、営農を行う農業者と市町村の理解と協力が必要不可欠であるが、その効果は下流域において発揮されるなどのことから、関係者の理解が進んでいない。

このため、本業務では、小中河川流域における現状の農地状況等と河川の浸水想定や被害実態を地図等で可視化させて、田んぼダムによる流出抑制の取組が効果的な下流域を明確化するとともに、地域の課題（排水柵設置や畦畔補強及び管理体制等）を明らかにすることによって、田んぼダムを推進する上での方針案として推進エリア資料を作成するものである。

これにより、推進エリアにおける田んぼダムの効果的かつ円滑な普及に資するものである。

## 4 業務の概要

### (1) 概要

田んぼダム推進事業資料作成 1式

### (2) 対象地域等

対象地域 1地域

西部地域：鎭川（上流端～直轄区間起点）流域

対象農用地面積（富岡市における水田）概ね500ha

## 5 業務内容

### (1) 打合せ

・業務の円滑な執行のため、発注者と打ち合わせを行う。

### (2) 作業内容

項目	内容（地域毎）	数量
1.計画、準備	・浸水想定・被害実績、農地情報（農振農用地、地目、主な作物等）、ほ場整備状況、多面的機能支払実施状況の資料を整理して、とりまとめ方針を決定する。	1式
2.現地概略調査	・地域内の水田状況（標準的な区画形状・畦畔高さ・	1地域

	排水口構造)を主な事業地区等で概略的に把握して整理する。画像添付のこと。 ・浸水・湛水被害等の現地状況(土地利用状況、浸水区域周辺状況)を把握して整理する。画像添付のこと。 ・本資料は、4項の課題と効果を表現するための資料収集のために行うものである。	(概ね500ha)
3.重ね図作成	・収集した情報を電子データとして図化し、各図を重ね合わせ(レイヤー化)した図を作成する。	1 地域
4.推進エリア案作成	・田んぼダムを取組む上での課題(生産基盤・営農・保安全管理・その他)を整理して、田んぼダムの取組が流域治水上効果的なエリアを分析の上、優先度を踏まえた推進エリア(案)を設定する。 ・2項現地確認資料と3項重ね図を用いて、田んぼダムの取組課題と効果を視覚的に表現した推進資料を作成する。 ・資料サイズは、A3サイズ2ページ以上とする。	1 地域
5.報告書とりまとめ	・業務概要、業務計画、作業内容、打合せ記録、参考資料等を報告書としてとりまとめる。	1 式 (業務単位)

### (3) 業務実施計画書

- ・受注者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、監督職員に提出すること。
- ・業務実施計画書の作成に当たっては、本業務のスケジュールを踏まえ、作業体制、打ち合わせ時期、工程管理等について検討すること。
- ・契約後、上記に変更が生じた場合等には、監督職員と受注者で協議するものとする。

## 6 貸与及び参考資料

- ・「田んぼダム」の手引き (R4.4 農林水産省)
- ・その他「田んぼダム」に関する論文等
- ・令和5年度水田の貯留機能の強化による流出抑制効果算定業務成果品
- ・農業農村整備事業管内事業図
- ・多面的機能支払実施区域図
- ・対象河川の河川整備計画、多段階浸水想定及び洪水浸水想定区域図等
- ・富岡市内水浸水想定区域図

## 7 成果品

### (1) 成果品の取り扱い

成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なくして他に公表、貸与もしくは使用してはならない。

### (2) 成果品の提出先

群馬県農政部農村整備課

(群馬県前橋市大手町1-1-1)

(3) 成果品

- ・成果品については、電子媒体2枚、印刷製本した成果品を1部提出するものとする。

8 その他

(1) この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

また、群馬県が定める電子納品ガイドラインの対象外とする。

(2) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。

(3) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する事由により発生したと認める場合は、その損害は県が負担するものとし、その額は県と受託者と協議し決定する。

(4) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。

委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。